

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、南伊豆地域清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。